

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます

今年も顧客企業のサービスとユーマス会計の

新しい歴史の創造に向かって^{ぜんしん}漸進します



税理士法人 ユーマス会計 代表社員 上田 光隆

お蔭さまで昨年、当事務所は創業50周年を迎えました。創業者の言葉「過去の歴史を振り返りながら新しい時代に進む」を念頭に51年の新しい歴史づくりに邁進します。

顧客企業と共にゴーイングコンサーンに向かって

『ゴーイングコンサーン』とは「企業が将来にわたって無期限に事業を継続し続ける」事です。上田会計事務所が開業時にご縁を頂いた企業は極めて少なくなりました。いわゆる祖父の代から親の代へ、そして又、次の代へとスムーズに経営が承継されてゆくことが理想です。

しかし、長い年月の時代の流れの中で技術の変化、流通機構（商品の販売過程）の変化、そして後継者問題等々により折角の創業の歴史が中座してしまい、多くの企業が姿を消していきました。

神社仏閣専門の工務店、株式会社金剛組は平城京よりさらに100年以上前、飛鳥時代から活動しています。ちなみに今でも高松建設の傘下となって元気に活躍しています。日本はもちろん、世界でもおそらく最高の歴史を持った会社です。

この会社は、聖徳太子が大阪四天王寺を建立するため、百濟から招かれた宮大工の三人の内の一人、金剛重光が、578年、飛鳥時代に創業し、以来1400年以上に渡り、日本の寺社仏閣建築の設計・施工、城郭や文化財建造物の復元や修理等を主に手がけています。創業1400年、世界最古の会社である金剛組の教えの中心にあるのは、今から約400年前、第32代当主であった金剛興八郎喜定が、遺言書として「職家心得の事」を残したものが残っています。

このような素晴らしい会社に因んで「ゴーイングコンサーン」に向かって永続性のある会社づくりに頑張っていきたいものです。

私どもの願いは顧客企業が、営々と歴史を重ねていかれる事です。その為には自社の事業が、常に時代の変化に対応出来る、日ごろのご努力と共に、特に相続を伴う事業のバトンタッチ（事業承継）がスムーズに行われるためのお手伝い出来るように、事業承継専門スタッフが常に「幸せのバトンタッチ」の研鑽に努力しています。また、後継者問題についての問題に関しては「M&A」（企業譲渡）市場が、不動産市場のように確立され、従業員を含めて企業を譲渡することも事業承継の重要な業務であります。

私どもが、皆様方の顧客企業と共に永久に繁栄と苦楽を共に出来るように常に念願しています。今年も尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

* 「職家心得の事」15カ条 最後に記載しています



民法改正メモ【第18回 解除・危険負担】

弁護士：民法改正の概要を解説してきましたが、今回でいよいよ最終回です

社長：18回ということは1年半か。非常に長かったためか、最初の方は覚えていないような…。

弁護士：その都度、解説記事を見て思い出せば大丈夫ですよ。まったく最初からやるとりは、はるかに頭に残りやすいと思いますよ。

社長：そうだね。じゃ、始めようか。

弁護士：まず、解除についてですが、理論的には重要な変更となっているのですが、おそらく現場実務上では大きな変更にはならないと思います。

社長：理論的な重要な変更とは？

弁護士：現行民法では、契約を解除するためには相手方の帰責が必要とされていました。しかし、改正民法では相手方の帰責を問わず、「契約の目的を達成できない」場合には契約解除ができるとされました。

社長：契約目的を達成できない＝相手方に責任があるというはなしではないの！？

弁護士：通常はご指摘の等式が当てはまるはずなのですが、不可抗力の場合など相手方に帰責が無い場合も事例としては想定されます。

社長：なるほど、ややレアケースの場合も包含しているのか。ちなみに、相手方に責任は無いけど、自分に帰責がある場合も契約解除は可能なの？

弁護士：自分に帰責がある場合は解除不可です。

社長：当然といえば、当然のことだな。

弁護士：そうですね。さて、相手方の帰責を問わずに解除できるわけですが、やはり契約を解除するためには一定の条件が必要です。

社長：通常は、一定期間の猶予（＝催告）を与えて、その猶予期間中に契約違反状態を解消できなかった場合に契約解除という流れだね。

弁護士：その通りです。実はこの部分は現行民法と改正民法とで相違はありません。ただ、改正民法では、一定の猶予期間中に改善することで軽微な契約違反としかいえない状態となった場合、解除はできないことを念のため明記しました。

社長：これも特に複雑怪奇なことではないね。

弁護士：そうですね。一方、契約書によく明記されている“無催告解除”についてですが、改正民法では、①履行不能、②明確な履行拒絶、③一部の履行不能 or 明確な履行拒絶による契約目的の達成不能、④定期行為（特定の日時や期間内に履行しないと契約目的が達成できないもの）、⑤契約目的達成に足りる履行見込なし、の5つの場合には法律上も無催告解除が可能と明記されました。

社長：催告するまでも無く、契約目的が達成できない状況であれば無催告解除が可能ということだね。

弁護士：その通りです。ちなみに、契約書によく規定されている無催告解除は、法律上無催告解除が可能な事由を、さらに拡張・追加するために定められています。

社長：なるほど。ところで、③の場合だけど、全体として契約目的が達成できないという訳ではなく、一部は履行可能という場合にも契約全体を解除することが可能ということになるのかな？

弁護士：一部の履行だけしてもらっても契約目的を達成できないという場合には、契約全体の解除が可能となります。一方、契約目的を一部でも達成できるという場合には、履行不能 or 明確な履行拒絶を行った一部についてのみ契約が解除というのが、改正民法の立付けとなります。

社長：う～ん、契約目的達成可能か否かという基準は非常に曖昧模糊としているので、ここで双方見解の相違といった紛争が起こりそうだな。

弁護士：たしかに懸念材料にはなりますね。今後作成する契約書では、契約目的は何なのか、一部の履行で意味があるのか等について明記する必要があるかもしれませんね。

社長：ところで、相手方の帰責を問わず契約解除が可能となった場合、現行民法にある“危険負担（※）”の規定は必要なくなるのでは？

（※危険負担とは、例えば売買契約の場合、売買対象物が売主・買主双方の帰責なく滅失した場合に、売主は目的物引渡し債務の履行を免れるのに対し、買主は代金支払い債務を免れることができるのか、という問題を解決するための法概念となります）

弁護士：たしかに、契約を解除すれば事足りるような気もします。ただレアケースかもしれませんが、契約を解除したくても、相手方と連絡が取れない場合は契約解除が難しい場面もあるかもしれません（契約解除の意思表示が相手方に到達する必要があるため）。

そこで、危険負担の規定のうち、いわゆる債務者主義と呼ばれる条項だけは残した上で、契約の履行を拒絶することができるという形に改正されました。

社長：ちょっと話が難しいなあ。。。

弁護士：上記の「※」の事例でいえば、買主は、形式上は代金支払い債務を負担しているので、債務者という扱いになります。そして、買主としては、目的物が滅失した以上、売買契約を解除したいと考える訳ですが、売主と連絡が付かず解除の意思表示を行なうことができない状態です。このような状況下で、後日、売主から「カネを払え！」と言われても、危険負担の債務者主義＝債務者有利に判断するというルールを適用すれば、債務者である買主は売買代金の支払いを拒絶することができる、という結論に持って行くことができます。

社長：なるほど。たしかに、そういった使い方ができるね。

民法

私たちの生活に密着した
「最も基本的なルール」





労務人事情報 ~平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。~

【雇用保険の適用拡大について】

- 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合雇用保険の適用要件（1週間の所定労働時間20時間以上）に該当する場合は平成29年3月31日までに取得手続きをしてください。
- 平成28年12月末時点で高齢継続被保険者（65歳以前から引き続いて雇用されている被保険者）の方は、手続きは不要です。

※保険料の徴収は平成31年度までは免除となります。65歳以上の雇用保険被保険者の方は取得手続きをしても平成32年3月までは雇用保険料は徴収しないください。

【65歳以上の方も受けれる給付金】

- ① 高齢求職者給付金・・・被保険者であった期間が1年以上の場合、失業給付として一時金（最大基本日額の50日分）が支給されます。年金と併給可
- ② 介護給付金・・・被保険者期間が1年以上の場合、介護休業最大3ヵ月間、賃金月額の67%相当額が給付されます。
- ③ 教育訓練給付金（一般）・・・受講開始日現在で被保険者であった期間が1年以上の場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額が支給されます。

厚生労働省HP参照

「職家心得の事」 遺言書 第32代当主 金剛興八郎喜定

- 1、職学、稽古また押具足考について、陰陽五行の定様の故実、神社仏閣から俗家まで、儒教、仏教、神明の三教の考を、よく考え、心得なさい。これが職家の第一の得意である。
- 2、御殿ならびに武家のことは深く考えなくともよい。その主人の好に従うこと。
- 3、読書、そろばんの稽古をせよということについて。これは職家で一番必要なことなので、余念無く、一心に修行に励みなさい。このほか芸道は、それぞれの器量にあわせ、身分相応のことは学ぶべきだけれども、何事も、不相応な場席には立ち寄らないよう心得なさい。
- 4、世間の方々と交際しても、決して出過ぎることがないよう心得なさい。
- 5、大酒しない様に心得なさい。もし心得違いして付き合いと称して大酒などをすれば、思いかけず問題が起こる。身分立をかたくし増長すれば命を失う。能々見聞し慎みを持ちなさい。
- 6、身分以上の華美な服装はしないこと。
- 7、人を敬い、穏やかな言葉遣いをして、あまりしゃべりすぎない様に心得なさい。
- 8、内人、弟子にいたるまで、目下の人には深く情けをかけ、穏やかな言葉で召し使いなさい。
- 9、何事も、他人と争うな。
- 10、仮にも人を軽んじて、大言雑言を言わないようにせよ。
- 11、どの人と接するにも慇懃にせよ。
- 12、世の中の役目には高下の差別があるが丁寧なせよ。
- 13、何事も諸事万端取引してくれる方々へは無私正直に対応しなさい。
- 14、家職を勤めるようになって、見積もり、入札等が発生したときには、すべて得とその先を糺して、差し障りがなければ、その年々時節に見合った値段を聞き合わせ、莫大な値段や高下の見積もりは決してしないこと。正直な見積りを書き付け、差し出しなさい。
- 15、何事も自身に不相応なことは、親類を集めて相談した上で、万事取り計らいなさい。